

審 査 メ モ

1 賃金構造基本統計調査の変更

賃金構造基本統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画のうち、「調査対象の属性的範囲」「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）「報告を求めるために用いる方法」（以下「調査方法」という。）「集計事項」を、以下のとおり変更して実施する計画である。

(1) 調査対象の属性的範囲の変更

調査結果の利活用や調査の効率的実施等の観点から、本調査の調査対象除外業種に、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の「小分類766 バー，キャバレー，ナイトクラブ」に属する事業所を追加する。

(審査状況)

本調査の現行調査計画では、表1のとおり、日本標準産業分類に掲げる産業の一部を調査対象業種から除外している。

表1 本調査における調査対象業種

日本標準産業分類の大分類	対象内・外	一部対象外の除外部分
A 農業，林業	対象外	
B 漁業	対象外	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	対象内	
D 建設業	対象内	
E 製造業	対象内	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	対象内	
G 情報通信業	対象内	
H 運輸業，郵便業	対象内	
I 卸売業，小売業	対象内	
J 金融業，保険業	対象内	
K 不動産業，物品賃貸業	対象内	
L 学術研究，専門・技術サービス業	対象内	
M 宿泊業，飲食サービス業	対象内	
N 生活関連サービス業，娯楽業	一部対象外	792 家事サービス業
O 教育，学習支援業	対象内	
P 医療，福祉	対象内	
Q 複合サービス事業	対象内	
R サービス業（他に分類されないもの）	一部対象外	96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	対象外	
T 分類不能の産業	対象外	

一方、平成31年1月に実施された基幹統計の点検において、厚生労働省は、表2のとおり、前記の除外業種に加え、大分類「M 宿泊業，飲食サービス業」のうち小分類「766 バー，キャバレー，ナイトクラブ」（中分類は「76 飲食店」）についても、除外対象業種

としていることを報告している。なお、総務省行政評価局による「賃金構造基本統計調査問題に関する緊急報告」（平成31年3月8日。以下「緊急報告」という。）においても、除外開始時期は確認できなかったものの、遅くとも平成20年調査の調査関係書類には除外する旨明記されていると指摘されている。

このような状況の中、本件申請では、小分類「766 バー，キャバレー，ナイトクラブ」について、

- ① 調査対象産業全体に雇用される常用労働者数に占める当該業種に雇用される常用労働者数の割合は僅かとなっており、調査結果に与える影響も小さく、支障も少ないと考えられること、
 - ② 当該業種は、営業時間帯が主に夜間であること等により、調査票の記入指導や督促等の実査事務の効率化の支障となっていること、
- などを勘案し、本調査の除外対象業種に追加する計画である。

これについては、当該変更に伴い調査結果の時系列比較に支障等が生じるものではないが、引き続き除外することに対する適否について、利活用等の観点から確認する必要がある。

表2 M 宿泊業，飲食サービス業における除外対象業種

中分類	小分類	対象内・外
75 宿泊業	(省略)	対象内
76 飲食店	760 管理，補助的経済活動を行う事業所（76飲食店）	対象内
	761 食堂，レストラン（専門料理店を除く）	対象内
	762 専門料理店	対象内
	763 そば・うどん店	対象内
	764 すし店	対象内
	765 酒場，ビヤホール	対象内
	766 バー，キャバレー，ナイトクラブ	対象外
	767 喫茶店	対象内
769 その他の飲食店	対象内	
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	(省略)	対象内

(論点)

- 1 本調査における調査対象の属性的範囲（調査対象産業）は、どのような理由から設定されているのか。また、これまで見直しは行われているのか。
- 2 他の業種の追加または除外についての検討は行っているのか。例えば、他の業種で著しく回収率が低い業種の除外や、最近増加している農林業における法人組織の追加等。
- 3 中分類「76 飲食店」の中の小分類別に、母集団数（事業所及び労働者）とその抽出数、回収率はどの程度となっているのか。
- 4 小分類「766 バー，キャバレー，ナイトクラブ」に属する事業所数及び労働者数は、本調査の①対象産業全体、②大分類「M 宿泊業，飲食サービス業」及び③中分類「76 飲食店」のどの程度を占めているのか。
- 5 除外理由の調査の困難性及び効率的実施は、調査員調査の場合の理由と考えられ

るが、郵送調査の場合も調査の実施が困難であるのか。

6 小分類「766 バー, キャバレー, ナイトクラブ」に属する事業所を除外することによる厚生労働省の施策への影響・支障はないのか、再び調査対象とする必要はないのか。

7 調査結果の利活用、利用者ニーズ等の観点からみて、「766 バー, キャバレー, ナイトクラブ」を調査対象から除外することは適当か。

(2) 調査事項の変更

ア 外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加【個人票】

外国人労働者について、「在留資格」を把握する調査項目を追加する。

変更案

【個人票】

(20)	(21)	備考
昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額 賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものは含みません。 3か月を超えて算定されるものは含みません。 さい。)	在留資格番号 外国人労働者について記入してください。 日本人及び特別永住者等は記入不要です。	事業所で記入対象労働者を識別できる番号等のほか、記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。

(審査状況)

我が国で就労する外国人は、年々増加している(平成30年10月末時点で約146万人)が、平成31年4月から新たな在留資格^(注)による外国人材の受け入れが開始されることに伴い、更なる増加が想定される。

(注) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の改正により、平成31年4月から、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業分野を対象に、ある程度日常会話ができ生活に支障がない程度の日本語能力を有することを基本とし、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」が創設されることとなっている。

このような状況の中、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議)において、「就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成31年度中の実施を目指す」とされたところである。

このような状況を踏まえ、本件申請では、関連政策を的確に展開する上での基礎資料として、外国人労働者の就労状況、賃金の実態を的確に把握するため、外国人労働者を対象として、その在留資格を把握するための調査事項を新たに追加する計画である。

これについては、政策ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適切と考えるが、利活用等の観点からみて、必要かつ十分なものとなっているか、報告者負担の抑制にも配慮されているか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査項目について、報告者である事業所は、どのような情報を基に記入することとなるのか。報告者の記入負担抑制にも配慮されたものとなっているか。
- 2 外国人労働者を雇用している事業所及び把握される外国人労働者の数や割合は、報告者全体のどの程度を占めるものと見込まれているのか。また、結果表章上、どの程度の精度を確保することが可能か。
- 3 本調査項目の結果は、行政施策において、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。
- 4 利活用等の観点からみて、本調査項目の追加は、必要かつ十分なものとなっているか。

イ 改元に伴う調査年次の表記の変更【事業所票及び個人票】

調査票様式における調査年次の表記部分について、新たな元号に変更する。

変更案

【事業所票】

賃金構造基本統計調査
事業所票
(新元号) 年6月分

【個人票】

賃金構造基本統計調査
個人票
(新元号) 年6月分

現行

【事業所票】

賃金構造基本統計調査
事業所票
(平成) 年6月分

【個人票】

賃金構造基本統計調査
個人票
(平成) 年6月分

(審査状況)

2019年5月1日から新たな元号に改められることに伴い、事業所票及び個人票における調査年次の表記部分について、新たな元号による表記に変更する計画である。

これについては、改元に伴って変更するものであり、適切と考える。

ウ 労働者の番号又は氏名を把握する調査事項の削除【個人票】

記入対象となる労働者の番号又は氏名を把握する調査項目を削除し、別途、労働者を識別するための番号等を備考欄に記載するよう変更する。

変更案

【個人票】

(1)	(2)	備考	
一連番号	性		
		事業所で記入対象労働者を識別できる番号等のほか、記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。	

現行

【個人票】

(1)	(2)	(3)	備考	
一連番号	労働者の番号又は氏名	性		
			記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。	

(審査状況)

本件申請では、個人情報保護に対する意識の高まりを踏まえ、調査対象事業所の協力を得やすくするため、個人票において、記入対象となる労働者の番号又は氏名を把握する調査事項を削除する計画である。

この「労働者の番号又は氏名」については、個人票の内容審査の過程で事業所に疑義照会を行う際に、事業所が照会の対象となる労働者を特定できるようにするため把握していたものであるが、今般、本調査事項を削除することに伴い、その代替措置として、「備考」欄に労働者を識別するための番号等（社員番号やイニシャルなど）を記載するよう求めることとしている。

これについては、報告者にとって忌避感の強い調査事項を削除し、報告者負担の軽減を図るものであり、また、実査上における支障が生じないよう所要の措置を講じること

としていることから、おおむね適当と考えるが、削除による代替措置が十分か、また、報告者にとって紛れが生じないか確認する必要がある。

(論点)

- 1 「備考」欄に「社員番号やイニシャル等」の「労働者を識別するための番号等」を記入するのであれば、報告者の記入負担は軽減されないのではないか。プレプリントされている「一連番号」では不十分なのか。
- 2 「備考」欄に「労働者を識別するための番号等」が記入されないことによる照会への支障が生じるのではないか。支障が生じないよう、どのような措置を講じる予定か。
- 3 「備考」欄における「事業所で記入対象労働者を識別できる番号等のほか、記入内容が特異な場合は、その理由を記入して下さい」との注記は十分か。記入者に紛れが生じる恐れはないか。

(3) 調査方法の変更

調査対象事業所の所在状況を踏まえ、調査の効率的実施の観点から、厚生労働省から調査票を直接郵送するとともに、調査票の回収に当たっては、都道府県労働局及び労働基準監督署経由による郵送回収を原則としつつ、回収率の確保・向上の観点から、一部、調査員又は職員による督促・回収を実施する。

また、調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合には、当該企業の本社に対して、直接、郵送により調査票の配布・回収を行う。

(審査状況)

本調査の現行調査計画では、厚生労働省から都道府県労働局及び労働基準監督署（以下「調査実施機関」という。）を経由し、統計調査員が調査票を配布・回収する方法で実施するとされていることから、後記2のとおり、調査の効率化に向けた調査方法の見直しを行うようにとの統計委員会の指摘を踏まえ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において改善を求められている。

一方、平成31年1月に実施された基幹統計の点検において、厚生労働省は、平成18年頃から、調査員調査によらず、ほとんどの地域で郵送調査により実施していると報告している。なお、緊急報告においても、開始時期は確認できなかったものの、平成18年調査以前から郵送調査が導入されていたと推測している。

なお、厚生労働省では、民間事業者を活用し、郵送による調査票の配布・回収等の業務の実施・検証を行うこと等を目的として、平成30年6月に試験調査を実施している。また、厚生労働省では、報告者の利便性の向上や調査結果の正確性の確保への寄与、統計調査業務の効率化の観点から、2020年調査からのオンライン調査を導入する方向で検討している。

このような状況の中、本件申請では、調査対象となっている事業所が地域的に点在している現状を踏まえ、調査の効率的実施等の観点から、①厚生労働省から一括して郵送により調査票を配布するとともに、②調査実施機関（都道府県労働局・労働基準監督署）に対する郵送提出を原則としつつ、本社における労務管理が進んでいることを踏まえ、調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合には、当該企業の本社から厚生労働省に直接調査票の提出を行う「本社一括調査」を導入する計画である。また、回収率の確保・向上を図る観点から、重点的な調査票の回収が必要な事業所については、調査実施機関の職員又は統計調査員による督促・回収を実施するなど、調査方法を整理・再編する計画である

これについては、今回変更を予定している調査方法は、2020年調査からのオンライン調査の導入も含めた大幅な見直しを見据えた、過渡的な措置であることを踏まえ、今回の変更計画についての改善点や、調査結果への影響等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査における産業別・事業所規模別等の回収率及び有効回答率は、どのように推移しているか。
- 2 実態としては具体的にどのような方法・系統により調査を実施しているのか。また、①実際に統計調査員は何人おり、どこに配置されているのか。②調査実施機関の職員又は統計調査員は、どのような役割を果たしているのか。③調査実施事業所は調査対象となる労働者をどのように抽出するのか。さらに、調査の実施に関しては、事務処理要領上は、どのように記載されているのか（現在とさかのぼれるかぎりの時点）。
- 3 実際には郵送調査は、大部分とされているが、郵送調査でない所は具体的にどの程度あるのか。

- 4 郵送調査を基本とした今回の調査方法の整理・再編は、回収率（結果精度）の確保・向上等において、どのような効果（メリット）・デメリットが考えられるか。当該デメリットを抑制するため、更に改善を図る余地はないか。また、郵送回収に当たっては、都道府県労働局が直接に、あるいは、労働基準監督署を經由して、調査票を回収することとしているが、具体的にどのように役割分担を図るのか。
- 5 調査実施機関の職員又は統計調査員による調査票の督促・回収や本社一括調査については、それぞれどのような役割分担により実施するのか。複数の回収方法が導入されることにより、督促の重複や回収の漏れ等が生じないように、回収状況をオンタイムで管理し、情報を共有するなどの措置を講じるのか。
- 6 試験調査については、どのような計画により実施し、どのような検証結果が得られたのか（産業・事業所規模別の回収率・有効回答率、具体的に実施した回収率向上方策等を含む。）。その結果について、どのように評価・分析しているか。当該評価・分析結果も踏まえ、今後、更なる調査業務の効率化や回収率向上を図るため、どのような方策を検討しているのか。
- 7 2020年調査から予定しているオンライン調査の導入は、どのような計画となっており、現在の進捗状況はどうなっているのか。また、現在、報告者が電子媒体による調査票の提出を希望した場合、どのように対応しているのか。

(4) 集計事項の変更

集計事項について、調査項目（「在留資格」）の追加に伴い、所要の集計事項を追加する。

(審査状況)

本件申請では、集計事項について、外国人労働者の在留資格を把握する調査項目の追加に伴い、外国人労働者について、一般労働者及び短時間労働者の別に、在留資格区分別の実労働時間数や所定内給与額等に係る集計事項（4表）を追加する計画である。

これについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであること等から、おおむね適切と考えるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、また、充実を図る余地はないのか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 追加される集計事項の表章（様式）は、具体的にどのようなものか。
- 2 外国人労働者の出現率を踏まえ、集計事項の表章区分等については、適切なものとなっているか。
- 3 追加される集計事項については、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。更なる改善の余地はないか。
- 4 その他、集計事項全体の見直し（追加、削減等）を行う余地はないのか。

2 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について

【第Ⅲ期基本計画（抜粋）】

- (1) 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。【平成30年度（2018年度）から実施】
- (2) 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。【平成30年度（2018年度）から実施】
- (3) 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。【2020年調査の企画時期までに結論】

（審査状況）

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に従って、府省の枠を超えた各種施策を推進することが求められている。このような状況の中、第Ⅲ期基本計画においては、働き方改革の推進や評価等を行う上で、労働関連統計の重要性がますます高まっており、調査事項を一層的確なものとするための改善や提供情報の充実等に関係府省が一体となって取り組むことが重要として、個々の統計調査における課題解決に取り組むよう指摘している。

その中で、本調査については、

- ① 毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討結果を基にした情報提供の充実、
 - ② 個人票を中心とした匿名データの提供の検討、
 - ③ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、調査の効率化に向けた調査方法の見直し、公表の更なる早期化等の諸課題の解決に向けた検討、
- を推進するよう求められているところである。

これを踏まえ、厚生労働省は、上記①から③の各課題について、いずれも検証・検討中としているが、現在の検討状況や実態等を確認した上で、取組の更なる推進を検討する必要がある。

（論点）

- 1 第Ⅲ期基本計画の各課題について、現時点での検証・検討状況は、どのようになっているか。当該検証・検討状況を踏まえ、取組の見直しや更なる推進等を図る必要はないか。
- 2 また、今回の調査計画の見直しの中で、調査実施上の構造的な課題を踏まえた透明性や再現可能性の確保等に向けて、どのような取組を進めようとしているのか。
- 3 実際に郵送による調査票の配布・回収はいつから行っていたのか。
- 4 既に公表済みの結果について、調査計画との相違による影響は生じていないか。